

第5章 会議の運営

(自由討議の保障)

- 第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互間の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。
- 2 議長及び委員長は、議員相互間の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

(委員会の活動)

- 第15条 南風原町議会委員会条例(昭和62年南風原町条例第18号)の規定による常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。
- 2 委員会の審査又は調査に当たっては、町民に対し資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
 - 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。
 - 4 委員会は、町民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するよう努めるものとする。

【総務民生常任委員会】

町の財政や福祉(医療・保育・介護)、防災や環境衛生などを審査及び調査します。

【経済教育常任委員会】

道路や公園整備、商工農業振興、学校教育、生涯学習、伝統文化などを審査及び調査します。

【議会広報常任委員会】

議会活動を広報紙などで町民の皆さんにお知らせします。

【議会運営委員会】

議会活動をスムーズに進めるために開かれます。

議会の進め方やルールを決め、議会活動をスムーズに進めるために開かれます。定例会の日程も議会運営会で協議します。

解説

第15条(委員会の活動)では、議会の本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査・調査することを規定しています。